

## ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度」の実施に関する必要な事項を定めるとともに、地域社会で暮らす外国人が増えるなか、すべての人が安心して暮らし活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、外国人が安心して就職し定着できるよう、働く環境が整った企業を認定することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

#### (1) 外国人

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年告示第276号）に定める外国人\*をいう。

\*日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くもの

#### (2) 企業等

兵庫県内に本社がある中小企業基本法に定める中小企業者をいう。

### (認定)

第3条 知事は、外国人を雇用又は雇用を計画し、労働環境の充実等の取組を実施している企業等を公募し、認定する。

### (認定申請要件)

第4条 認定の対象は、次のすべてに該当する企業等とする。

- (1) 外国人を1名以上雇用している又は今後、外国人の雇用を計画していること。
- (2) 県税等に未納がないこと。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (4) 労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

### (認定申請)

第5条 認定を受けようとする企業等は、次の各号に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。

- (1) ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度認定申請書（様式第1号）
- (2) チェックリスト（様式第2号）及び根拠書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (認定基準)

第6条 認定は、チェックリスト（様式第2号）における実施項目数に応じて行う。実施項目数は15項目以上とし、チェックリストには、法令遵守、募集・採用、労働環境、生活環境、キャリア支援・福利厚生、エンゲージメントの向上の分類があり、法令遵守及びエンゲージメントの向上（自由記述）は必ず実施しなければならない。また、その他の各分類について、少なくとも1つ以上の取組は実施しなければならない。

#### (認定等の決定)

第7条 知事は、第5条に規定する申請を受けた場合は、ひょうごグローバル人材活躍企業認定審査会（以下「審査会」という。）の審査に付し、その審査結果に基づいて認定又は不認定を決定し、結果通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知する。

2 知事は、認定と認めたときは、認定書（様式第4号）を交付し、ひょうごグローバル人材活躍認定企業（以下「認定企業」という。）について、県ホームページで公表する。

#### (認定期間)

第8条 認定期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

#### (認定の更新)

第9条 認定企業は、認定期間の更新をする場合は、次の各号に掲げる書類を、認定期間満了の日の3箇月前までに、知事に提出しなければならない。

- (1) ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度更新申請書（様式第5号）
  - (2) チェックリスト（様式第2号）及び根拠書類
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条及び第6条から第8条の規定は、認定の更新の場合にも適用する。
- 3 認定期間中に、第4条に規定する企業等でなくなった場合は、認定の更新をすることができない。

#### (変更の届出)

第10条 認定企業は、申請書に記載された事項に変更が生じたときは、変更届出書（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

#### (認定の取下げ)

第11条 認定企業は、第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たさなくなった場合、速やかに取下届（様式第7号）により、知事に届け出なければならない。

#### (認定の取消し)

第12条 知事は、認定企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たさないことが判明したとき。
  - (2) 申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断したとき。
  - (3) 認定書又は認定ロゴマークが不正に使用されたとき。
  - (4) 県内中小企業としての活動実態がないと判断されたとき。
  - (5) その他知事が認定の取消を適当と認めたとき。
- 2 知事は、前項の取消を行った場合は、取消通知書（様式第8号）により、当該認定企業へ通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認定を取り消された企業は、遅滞なく知事へ認定書を返納するとともに、認定ロゴマークの使用を中止しなければならない。

(事務の所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、兵庫県産業労働部能力開発課において所掌する。

(調査)

第14条 知事は、申請者が第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たしていることを確認するため、必要に応じて関係機関等に調査するほか、申請者に聞き取り、資料の提出又は現地調査を求めることができる。

2 知事は、認定企業が第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たしていること並びに取組の進捗状況等を確認するため、必要に応じて関係機関等に調査するほか、聞き取り、資料の提出又は現地調査を求めることができる。

(認定企業に対する支援)

第15条 知事は、認定企業に対し、毎年度の予算の範囲内で支援を行うことができる。

2 認定企業に対する支援の内容は、別に定める。

(損害賠償)

第16条 この要綱による認定及び認定企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより、認定企業に生じた損害に対し、県は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月4日から施行する。

## ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 認定申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

企 業 名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

(1) 企 業 名	フリガナ						
(2) 本 社 所 在 地	〒		兵 庫 県				
(3) 業 種							
(4) 会 社 の 種 類							
(5) 事 業 概 要							
(6) 創 立 年	年 (西暦) 年)						
(7) 資 本 金 (出 資 金)	円						
(8) 従 業 員 数 (申 請 時)	人 (うち、外国人従業員数 0 人)						
(9) 外 国 人 従 業 員 の 在 留 資 格 ・ 国 籍	技 人 国	人		技 能 実 習	人		
	国 籍			国 籍			
	特 定 技 能	人		そ の 他	人		
	国 籍			国 籍			
(10) ホームページ (SNS)							
(11) 担 当 者	氏 名	フリガナ					
	所 属				職 名		
	電 話 番 号				メーラアドレス		
(12) 申 請 に あ た つ て の 誓 約 及 び 承 諾	<p>① 申請にあたり、次のことを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 県税等に未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請内容に虚偽はありません。</p> <p>② 申請にあたり、次のことを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請情報について、県HPで公表することを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 県のHPから、自社等のHPへリンクすることを承諾します。</p>						
(13) 提 出 物	<input type="checkbox"/> チェックリスト（様式第2号）及び根拠書類						
備 考							

## ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度チェックリスト

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度の認定を受けようとする企業等は、本チェックリストに記入のうえ提出ください。

企 業 名	
代 表 者 名	

チェック数

0

**【認定基準】**

- ・全18項目中、15項目以上実施
- ・項目(1)及び(18)自由記述は必須
- ・分類2～5は、各1項目以上必須

**【記載要領】**

- 1 以下の各項目において該当する場合、□に✓を入力してください。（実施していない等、該当しない場合は何も入力しないでください）
- 2 1で☑した各項目における具体的な取組内容を、「具体的な取組内容」欄に入力ください。（別紙「記入例」の具体的な取組内容（例）を参照ください）
- 3 1で☑した各項目において、その取組内容が分かる根拠書類等を別途提出ください。（別紙「記入例」の根拠書類（例）を参照ください）
- 4 以下4つの認定・認証企業に該当する場合、□に✓を入力してください。その場合、右に記載の項目は実施しているとみなしますので、以下該当の項目に✓を入力してください。  
(該当項目の根拠書類は提出不要ですが、該当する認定証等の写しを提出ください。)

□ ひょうご仕事と生活の推進認定企業

(1)、(4)、(7)、(14)、(15)の5項目

□ ひょうご産業SDGs認証企業

(1)、(4)、(6)、(7)、(10)、(14)、(15)の7項目

□ ひょうご・こうべ女性活躍推進（ミモザ）企業

(1)、(4)の2項目

□ あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所

(9)、(13)、(15)の3項目

※ 記入にあたっては、チェックリストQ&A（別紙）を参照ください。

**※（注意）入力内容をそのままHPで公表します**

分 類	達成状況	項 目	具 体 的 な 取 組 内 容	根拠書類の内 容
1 法令遵守 	0/1	(1) □ <b>必須項目</b> 出入国、労働関係及び社会保険関係等の法令を遵守している		
2 募集・採用 	0/4	(2) □ 外国人の採用方針を経営者と従業員の間で共有している		
		(3) □ 外国人の採用方針と採用実績を公表している	採用方針 採用実績	
		(4) □ 労働条件（労働時間、休日、賃金、業務内容等）を採用前に相互確認している		
		(5) □ 就業規則を多言語化し、採用時に説明している		
		(6) □ 安全衛生の留意点を外国人が理解できるよう取り組んでいる（業務マニュアルの多言語化、図示等）		
3 労働環境 	0/3	(7) □ 適切な休憩や残業等の労働時間の管理、休日の確保等の環境整備をしている		
		(8) □ 宗教・慣習の違いへの理解促進と必要に応じた配慮（礼拝場所の確保、食堂での食材表示等）をしている	理解促進 配慮	

4 生活環境 	0/2	(9) <input type="checkbox"/> 日常生活（住まいの確保、行政手続き、通院等）やライフイベント（結婚、出産、子育て、住居購入等）にかかるサポート体制を整備している		
		(10) <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ（イベント、清掃活動等）への参加を会社ぐるみですすめている		
5 キャリア支援・福利厚生 	0/4	(11) <input type="checkbox"/> 適切な人事評価を行い、キャリアプランを明示している		
		(12) <input type="checkbox"/> キャリア（年数、役職、資格）に応じた賃金体系を整備している		
		(13) <input type="checkbox"/> 従業員の研修（スキルアップ）支援に日本語学習・資格取得の項目がある		
		(14) <input type="checkbox"/> 風通しの良い職場環境づくり（社内レクリエーションの実施等）に配慮している		
6 エンゲージメントの向上 	0/4	(15) <input type="checkbox"/> 日本人と外国人が互いに思いやる社内風土の醸成に取り組んでいる		
		(16) <input type="checkbox"/> 自社の理念や製品・サービス等の優位性、独自性等を各従業員が認識、理解している		
		(17) <input type="checkbox"/> 外国人定着率75%以上（直近5箇年平均）を達成している		
		(18) <input type="checkbox"/> <b>必須項目</b> 【自由記述】採用・定着に向けた企業独自の取組 (例：工場等現場作業を伴う業種は安全配慮、労働環境改善、体調管理面について、宿泊など不規則労働時間を伴う業種は休日確保等ワーク・ライフ・バランスの取組について、特に記載)  <自由記述>		

様式第3号（第7条関係）

年　　月　　日

様

兵庫県知事

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 認定（不認定）通知書

令和 年度ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度について、審査の結果、 月  
日付け認定（不認定）と決定したので、ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度実施  
要綱第7条の規定に基づき通知します。



ひょうごグローバル人材活躍認定企業

Hyogo Certified Global Talent-Friendly Company

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度  
認定書

認定番号

企業名

認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

貴社を「ひょうごグローバル人材活躍認定企業」として認定します。

年 月 日

兵庫県知事

## ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 更新申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

企 業 名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

(1) 企 業 名	フリガナ						
(2) 本 社 所 在 地	〒		兵 庫 県				
(3) 業 種							
(4) 会 社 の 種 類							
(5) 事 業 概 要							
(6) 創 立 年	年（西暦 年）						
(7) 資 本 金（出 資 金）	円						
(8) 従 業 員 数（申 請 時）	人（うち、外国人従業員数 0 人）						
(9) 外 国 人 従 業 員 の 在 留 資 格・国 種	技 人 国	人		技 能 実 習	人		
	国 籍			国 籍			
	特 定 技 能	人		そ の 他	人		
	国 籍			国 籍			
(10) ホームページ（SNS）							
(11) 担 当 者	氏 名	フリガナ					
	所 属				職 名		
	電 話 番 号				メーラアドレス		
(12) 申 請 に あ た っ て の 誓 約 及 び 承 諾	<p>① 申請にあたり、次のことを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 県税等に未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請内容に虚偽はありません。</p> <p>② 申請にあたり、次のことを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請情報について、県HPで公表することを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 県のHPから、自社等のHPへリンクすることを承諾します。</p>						
(13) 提 出 物	<input type="checkbox"/> チェックリスト（様式第2号）及び根拠書類						
備 考							

様式第6号（第10条関係）

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

(届出者) 認定番号  
所在地  
企業名  
代表者職氏名  
(担当者名)  
電話番号

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度における申請・認定内容の変更について、  
実施要綱第10条の規定により届け出ます。

1 変更内容

変更前	企業名	
	本社所在地	
	その他	
変更後	企業名	
	本社所在地	
	その他	

※企業名、本社所在地等申請書に記載された事項に変更が生じた場合に届け出でください。

※変更内容が確認できる書類を添付してください。

2 変更が生じた日

令和 年 月 日

様式第7号（第11条関係）

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 取下届

年 月 日

兵庫県知事 様

認定番号

所在地

企業名

代表者職・氏名

(担当者名)

電話番号

令和 年 月 日付のひょうごグローバル人材活躍企業認定制度について、実施要綱  
第11条の規定により届け出ます。

【取下げ理由】

様式第8号（第12条関係）

年　月　日

様

兵庫県知事

ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 取消通知書

令和 年度ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度について、以下のとおり、貴社の認定を取り消すことと決定しましたので、通知します。

【取消し理由】